

在留外国人の「個人総合所得税」についての説明

—なぜ国外の雇用主から支払われた賃金等も申告しなければならないか—

中華民国に在留する外国人で、課税年度内(1月1日から12月31日まで)に居留期間が合計90日を超える者(すなわち91日以上)の者は、中華民国所得税法第8条第1項第3款の規定に基づき、当国における勤労によって国外の雇用主から得た労務報酬(給与所得等)も、やはり当国内で得た所得として当国内で得たすべての所得とあわせ、申告と納税しなければならない。

一年に91日以上在留する外国人は、特殊な情況の者を除き、ほとんどが來台後、雇用主のため商品の販売・市場調査・仕入れ・製品の検査・技術的なサービスなどの商務や労務に従事している。そして、その在留期間中、中華民国政府が提供する生産・流通・販売などの経済活動の場によって所得を得ているのであり、また社会資本などの公共施設を使用し、当国政府の保護も受けているのであるから、当然納税の義務が生じるのである。その上、課税についての国際慣例上、給与所得等をどこから得たかということの認定は各国すべて労務提供地(勤務地)を基準にしているからである。

国外から得た給与所得等に対する課税については、関係二国間でまだ「租税協定(条約)」が締結されていない場合、たびたび二重課税の問題が発生している。しかし、いくつかの国においては、課税の重複をなくすために、すでに他国において納付した所得税は差し引き計算することになっている。それゆえ、在留外国人が当国で納付した税額について、その本国で「外国税額控除」を受けようとする場合は、当国税局に「納税証明書」の交付を申請することができる。以上

財政部臺北市国税局

臺北市萬華区中華路1段2号

電話:(02) 2311-3711 内線1116・1118